

地域猫活動補助金申請の流れ

| 活動団体 | 市 |
|--|---|
| <p>① 地域で話し合いを行い、地域猫活動を行うことについて地域住民の理解を得る。</p> <p>② 地域の合意が得られ、活動グループとして登録をうけようとする場合は、前年度の9月までに市役所生活環境課に相談してください。 ※地域住民の理解を深めるために、県や市の職員が地域猫活動について説明させていただきます。</p> <p>③ 市へグループ登録申請をする。(前年度1月まで) (登録条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 活動地域の住民を中心に構成されたグループで、世帯の異なる成人3人以上を含むこと ● 地域住民の理解を十分に得ていること ● 香川県が作成した「地域猫活動の手引き」に沿って実施できること <p>(提出書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● グループ登録申請書(様式第1号) ● グループの規約 ● グループ構成員名簿(様式第2号) ● 活動地域図(給餌場所、トイレの位置等を図示) ● 地域猫管理表(様式第3号) ● 誓約書(様式第4号) <p>⑧ 通知書の受領</p> | <p>④ 受付</p> <p>⑤ 地域猫活動実施地域を選定し、県に地域選定通知書を提出する。(2月)</p> <p>⑥ 県から市に地域選定決定通知書が送付される。(4月)</p> <p>⑦ 地域猫活動グループ登録可否決定通知書を送付する。</p> |
| <p>選定された団体の方は、以後の手続きをお願いします。</p> | |
| <p>⑩ 交付決定通知書の受領</p> <p>⑫ 地域猫活動を開始 ※交付決定後に地域猫活動を開始してください。交付決定前の活動については、補助対象になりませんので、ご注意ください。</p> <p>(活動終了後)</p> <p>⑬ 市に交付申請書(実績報告書)を提出する。(3月まで)</p> <p>⑯ 補助金の請求</p> | <p>⑨ 市から県に交付申請書を提出する。</p> <p>⑩ 県から市に交付決定通知書が送付される。</p> <p>⑭ 受付(審査)</p> <p>⑮ 活動団体に交付決定通知書を送付する。</p> <p>⑰ 補助金の支払い</p> |

※地域猫活動の補助対象期間は、同一地域において3年間までです。

※補助額は、年度あたり、不妊去勢手術費用に15万円、消耗品購入費用に5万円です。